

第3回仙台市の就学支援の在り方検討委員会議事録

- 1 日 時 令和3年5月31日(水) 15:00~16:45
- 2 場 所 仙台市役所上杉分庁舎2階 第3会議室
- 3 出席委員 遠藤克宏委員, 小野寺治歌委員 (Web参加), 小野寺正枝委員,
癸生川義浩委員 (Web参加), 高屋隆男委員, 庄子希恵委員
葛森武夫委員, 寺本淳志委員 (Web参加), 林みづ穂委員 (計9名)
- 4 欠席委員 斎藤有美委員 (1名)
- 5 事務局 教育局学校教育部長 郷家貴光
教育局学校教育部特別支援教育課
課長 秋山一郎
主幹 三浦潤子
主任指導主事 堀越秀範, 大久耕
指導主事 丹野尚, 齋藤義治
専門員 武田洋 (計8名)
- 6 次 第
 - (1) 開会
 - (2) 教育委員会挨拶
 - (3) 議事
 - ①仙台市の就学支援の課題に対する検討案について
 - ②その他
 - (4) 閉会
- 7 会議資料
 - 資料1 仙台市の就学支援の課題に対する検討案
 - 別紙1 仙台市の就学支援の課題に対する検討案対照表
 - 別紙2 就学支援員会審議記録用紙
 - 別紙3 仙台市就学支援委員会に係るアンケート(結果)
 - 別紙4 仙台市就学支援委員会に係るアンケートに寄せられた委員の皆様のご意見(全文)
 - 別紙5 仙台市の就学支援の在り方検討委員会スケジュール

(1) 開会

事務局（特別支援教育課堀越主任指導主事）

本日はご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。ただいまより、第3回、仙台市の就学支援の在り方検討委員会を開会いたします。本日進行させていただきます。仙台市教育局特別支援教育課主任指導主事の堀越と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(2) 教育委員会挨拶

事務局（特別支援教育課堀越主任指導主事）

開会にあたりまして、教育委員会、郷家貴光学校教育部長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

事務局（郷家学校教育部長）

本日は、ご多用のところ、皆様には第3回検討委員会にご出席いただきまして本当にありがとうございます。本市におきましては、今年度の3月に、これまでの教育の振興に関する施策の大綱と教育振興基本計画を一体的に一つの構想でまとめた新たな構想として、今年度から令和7年度までの5ヵ年計画である「仙台市教育構想2021」を策定したところでございます。その中で、人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てること、これを基本理念として掲げているところでございます。そういった基本理念のもとに、多様性に応じた教育機会の確保として、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援を行うことを目指し、様々な施策を推進しているところでございます。その中でも、就学支援につきましては、現状と課題、そして今後の検討の方向性について、これまでの議論で整理していただいたところでございます。3回目の今回は、これまで、ご議論の中で整理していただいたものを含み、就学支援の課題につきまして、皆様にご意見を頂戴したいと考えております。本日の議論におきましても、皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願ひいたします。

事務局（特別支援教育課堀越主任指導主事）

恐れ入りますが、公務の都合がございますので、ここで部長が退席をいたします。

それではここからは、高屋委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。高屋委員長よろしくお願ひいたします。

(3) 議事

（高屋委員長）

皆さんこんにちは。それでは会議を進めたいと思います。最初に本日の議事録に署名をしていただく委員を指名したいと思います。ご出席の委員の名簿順ということで、今回は小野寺正枝委員をお願いしております。次の方ということになりますので、今回は、後日お送りいたしますが、オンラインで参加されている癸生川委員をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

（癸生川委員）

はい。わかりました。

（高屋委員長）

よろしくお願ひいたします。では、議事に入る前に、前回、第2回の検討委員会の議事内容や資料に関するご意見についてですが、事務局から今回は特にいただけていないという報告を受けております。前回の内容について、言い忘れた意見等はございますでしょうか。

なければ次の議事の内容にも関連する部分もあるかと思っておりますので、そちらでもご意見をい

ただければと思います。それでは、議題に移ります。

本日の議事でございますが、これまで確認及び検討してきた「仙台市の就学支援の現状と課題」、そして「今後の方向性」を受け、「仙台市の就学支援の課題に対する検討案について」まず事務局から説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(事務局：特別支援教育課三浦主幹)

はい。それでは、私からご説明をさせていただきます。

始めに、本日の要項について、説明をいたします。

資料1の1ページ目をお開きください。これまでの検討委員会で、仙台市の就学支援についての課題を整理し、在り方の方向性について確認をしてまいりました。それを受け、五つの課題ごとに検討案を作成しております。

1ページからの資料1には、課題ごとの五つの検討案を記載しています。内容を、簡単にご説明いたします。1点目は、「特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」です。課題は、ここにある①～③の3点に整理されております。検討案としましては、①-1として「ア」「イ」の二つ、2ページ目に入りまして①-2として○（しろまる）の1つ、②として○（しろまる）の一つ、3ページ目に入りまして③として○（しろまる）の一つの案を示しております。それぞれの内容については、のちほど詳しくご説明いたします。3ページ目の下2点目は、「早期からの一貫した支援について」です。課題は、ここにあるような内容に整理されております。検討案としましては、4ページ目の上段に○（しろまる）一つを示しております。3点目は、「関係機関との連携について」です。

課題は、ここにあるような内容に整理されております。検討案としましては、その下に○（しろまる）で三つを示しております。5ページ目に入ります。4点目は、「多様で柔軟な仕組みの整備」です。課題は、ここにあるような内容に整理されております。検討案としましては、○（しろまる）の一つを示しております。最後の5点目は、「校内就学支援体制の充実」です。課題は、ここにあるような内容に整理されております。検討案としましては、○（しろまる）の一つを示しております。

以上のように、資料1の中では、五つの課題に対しての検討案をお示しし、その後の7ページ目からの別紙が、検討案についての説明資料となっております。

ここで、本日の議事の進め方について、皆様方に1点お諮りしたいことがございます。本委員会は、6回までを予定しており、残り4回となります。今回から検討する骨子案が、本委員会の肝の部分となることから、本日は、骨子案の前半部分、「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」に時間をかけて議論を進めていただきたいと思います。その後、時間が許せば、「2 早期からの一貫した支援について」に移りたいと思っております。この点について、議長、よろしく願いいたします。

(高屋委員長)

事務局の説明にありましたが、十分な議論をしながら進めるためにも、本日は、骨子案の前半部分、特に就学支援の在り方に大きく影響する「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」に時間をかけて議論を進めるということについて、委員の皆様、いかがでしょうか。

皆さんうなずいてくれているようですので、事務局案のとおりで進めてまいります。では、事務局より前半部分について具体的に説明いたします。

(事務局：特別支援教育課三浦主幹)

ありがとうございます。では、最初に戻りまして、1ページの「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」具体的にご説明いたします。

ここでは、課題として3点挙げております。

1点目は、特別支援学校、特別支援学級を検討する児童生徒が増加しており、仙台市就学支援委員会において、これまでの審議方法等を継続することが困難になってきていること。2点目は、発達障害があり、特別な教育的ニーズが必要な児童生徒の増加に伴い、通級指導教室を

検討する児童生徒も増加している、また、通級指導教室担当教員の基礎定数化に伴い、これまでの就学支援の進め方を見直す必要が生じていること。3点目は、新就学児相談会に参加する幼児が増加しており、これまでの実施方法を継続することが困難になってきていること以上の3点です。

検討案としまして、大きく三つ挙げています。まずは、「①-1 市就学支援委員会での審議の効率化・迅速化を図る」です。令和2年度の市就学支援委員会では、コロナウイルス感染症対策として、様々な工夫をして、対応しました。その対応等も参考にした案となります。「ア」として「事務局による審議資料の作成」を挙げています。

ポツ（・）の一つ目「事前に事務局が、対象児童生徒の実態をチェックリストにより整理し、審議の参考とする。」というものです。7ページの別紙1に、現在の状況と検討案の対照表を入れてございますので、ご覧ください。①-1「ア」一つ目にありますが、これまでは、就学支援委員会の審議の際に、対象児の実態について記載されたいくつかの資料を基に、市立小中学校の先生方から成る専門員が、審議記録用紙にあるチェックリストを用いて対象児の実態を整理し、それを参考に審議をしていました。8ページと9ページをお開き下さい。8ページには令和2年度、9ページには令和元年度の審議記録用紙を入れてございますので、ご覧ください。9ページがこれまで使用していた審議記録用紙で、上の太枠の部分にあるチェックリストを用いて、審議の際に、専門員が対象児の実態を整理していました。これに対して検討案としましては、8ページの太枠の部分をご覧ください。令和2年度の対応を参考にしておりますが、「事務局検討」としている部分に、事前に事務局が、対象児の実態について提出された資料等を基にチェックリストを用いて整理し、それを参考に審議することとしています。このような形の変更を行うということが1点目の検討案でございます。

ポツ（・）の二つ目に移ります。「対象児童生徒の実態に応じた学びの場について事務局の案を作成し、審議の参考とする。」です。7ページの別紙1をご覧ください。①-1「ア」二つ目にありますが、これまでは、審議の際に、各部会の委員が、対象児の状況等を資料から読み取り、各委員の考えを述べ合いながら、学びの場について意見をまとめていました。審議記録用紙では、9ページの下の方の点線で囲んだ部分になります。検討案としましては、事前に事務局が、対象児の学びの場についての案を作成し、その案を参考にしながら各委員の意見をまとめていくこととしました。8ページの④で示している点線で囲んだ部分の上の方に「事務局案」とありますが、この部分に、あらかじめ事務局としての学びの場の案を作成して記載しておきます。市就学支援委員会の審議では、その案を参考にしながら、各委員の意見をまとめていただくこととなります。次に「イ」として「審議方法の工夫」を挙げています。ポツ（・）の一つ目「審議の進行表を示し、効率的に審議を進められるようにする。」です。こちらも7ページの別紙1をご覧ください。①-1「イ」一つ目にありますが、これまでは、審議の進行表は示していませんでした。そのため、進行は各部会の専門員に一任され、多くの場合、委員と専門員が対象児の資料を読み、専門員が資料の要点を説明・確認したのち、委員が話し合いをするという流れで審議をしておりました。検討案としましては、対象児の状況に応じ三つのパターンの進行表を示し、その中で、専門員の説明・確認事項、時間配分などをフローチャートで示し、その流れに沿って審議をすることとしています。三つのパターンは、7ページの①-1「イ」一つ目の右側に記載しておりますが、①市就学支援委員会の審議が初めての児童生徒。②過去に市就学支援委員会で判断をしたことがある児童生徒。③「現在の学びの場」「最新の市就学支援委員会の判断」「校内就学支援委員会の判断」の三つが一致している児童生徒の三つのパターンになります。

ポツ（・）の二つ目です。「一定の条件を満たしている場合には、要点（チェック項目）の確認のみとする。」です。7ページの別紙1をご覧ください。①-1「イ」二つ目にありますが、これまでは、小学校6年生で、知的障害、自閉症・情緒障害学級に在籍する児童のうち、①現在在籍している学級、②最新の就学支援委員会の判断、③在籍している学校の校内就学支援委員会の判断の三つが一致している場合には、簡易的な審議をしていました。検討案としましては、これまでのケースに、小学校6年生でLD等通級による指導を受けている児童についても、状態像に大きな変化がなく、中学校進学後も現在と同様の学びの場での指導を希望し、在籍校の校内就学支援委員会でも同じ考えの場合を加えることとしました。ちなみに、令和2年度の審

議件数としては、このLD等通級に合致する対象児は36件、以前から行っていた知的障害と自閉症・情緒障害を合わせると全体で141件が対象となります。

ここまでご説明した①-1の「ア」のポツ一つ目と二つ目と「イ」のポツ一つ目は、令和2年度 試行的に実施しております。令和2年度の就学支援委員会終了後に、委員の皆様に対して行ったアンケート調査の結果では、審議の進め方については90%、審議記録用紙については98%が「課題なし」「ほぼ課題なし」という回答となり、おおむね良い評価をいただいております。このアンケートについては、10ページからの別紙3・別紙4に入れてございます。10ページをお開きください。こちらが委員の皆様へのアンケートの結果となります。「1 審議の進め方について」では、「A課題なし」が74.0%、「Bほぼ課題なし」が16.0%、「Cやや課題あり」が10%でしたので、90%の方からおおむね良い評価をいただいております。「2 審議記録用紙について」も同様で、A・B合わせて98%の方から、おおむね良い評価をいただいております。「3 新就学児の教育相談等について」は、のちほど出てまいります。このようになっております。また、11ページからは、1～3それぞれについて、委員の皆様からいただいたご意見をそのまま掲載しております。

2ページをお開きください。上の一つ目の箱囲みの最後[その他]に記載しておりますが、令和2年度は、これらの試行的な対応に加えて、新型コロナウイルス感染症対策として、市就学支援委員会の開催時刻を前年度までの14時開始から15時開始に変更いたしました。そのため、年間通して 就学支援委員会の開催時間が結果的に6時間削減となりましたが、前年度より35件多い999件の審議を行っております。

次に、検討案「①-2 市就学支援委員会で審議するケースを整理する」です。7ページの別紙1をご覧ください。①-1イの二つ目にありますが、これまでは、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、医療的ケア、介助員を検討する場合については、全ての児童生徒について仙台市就学支援委員会での審議を必要としていました。検討案としましては、「小中学校の在籍児で、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況等、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする。ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する。」としています。これまでも、通常の学級への在籍異動を検討する場合には、市就学支援委員会での審議について必須とはしておりませんでしたので、変更点としては、校内で特別支援学級への在籍異動を検討する場合となります。なお、法令上は、「特別支援学校相当の障害のある児童生徒が就学するときには、専門的知識を有する者の意見を聴くこと」とされておりますので、検討案での対応は、法令上の問題はございません。この検討案の対応により、審議件数の減少が期待されます。また、市教委での確認はございますが、年間の開催日程が決まっている市就学支援委員会の審議を待たずに在籍異動することが可能となり、学びの場の変更に随時対応が可能となる効果が期待されております。一方で、学校による学びの場の判断の妥当性について、課題もございます。その課題については①で、ご説明をいたしました。まず、ここまでの部分について、ご協議いただければと思います。よろしく願いいたします。

(高屋委員長)

では、前半の前半ということで、①の所を詳しく説明していただきました。前回までの2回の検討委員会で、事務局が説明いたしました「仙台市の特別支援教育の概要と現状」と、この会で検討してきました「今後の方向性」を踏まえた骨子案になっております。ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、質問、意見をいただきたいと思っております。私としては質疑応答というよりは、皆様から問題点や課題について意見をいただく場にしたいと考えています。ご忌憚のない意見をお願いいたします。なお、今日はオンラインでの参加の方もいらっしゃいます。オンラインでの参加の方にも、公平に意見を言える場にしたいと思っておりますので、挙手をしてから発言するようお願いいたします。それを踏まえて、会場で参加している人たちも挙手していただき、円滑な運営をしたいと思っております。

(林委員)

確認の質問をさせていただきます。資料1の、事務局による審議資料の作成ということと審

議方法の工夫ということについてです。審議資料を事務局が作成するというのは、自情部会の用紙が記入例として資料にありましたが、すべての部会について行う予定でいるのかということが1点。もう一つは、審議方法の工夫で「進行表を示す」とありますが、示す相手は専門員なのか委員なのかを教えてください。よろしくお願いします。

(高屋委員長)

では2点について事務局からお願いします。

(特別支援教育課：秋山課長)

それではまず1点目です。知的障害と自閉症・情緒障害部会以外でも審議資料の作成を行うのかというご質問です。現時点では、すべての部会で行うべきか、令和2年度の取り組みのように、知的障害部会と自閉症・情緒障害部会のみにするのがよいか、まだ、そこまで詰めてはいないところです。効率化が図られて、審議の妨げにならないということであれば、できる限り多くの部会で採用していきたいと考えています。ただ、部会によっては、非常に専門的な審議が必要なお子さんのケースがありますので、事務局として、審議資料の作成をするのが果たしてよいのかどうかというところは、これから十分検討を進めていきたいと思っております。

2点目の、進行表を誰に示すかということですが、基本的には、部会での審議を進める専門員に提示して、中身を周知したいと思っております。けれども、当然、審議をする委員にも同じように示させていただき、専門員がこういった進行表に基づいて進めますということの確認をしながらやっていきたいと思っております。

(高屋委員長)

今の林委員の意見に対する回答に関して、関連しても構いませんし、また別なことでも構いませんので、ご意見等あればお願いします。

(小野寺正枝委員)

林委員の意見には関連していませんが、通級指導教室担当教員の基礎定数化は、どの程度なののでしょうか。教えてください。お願いします。

(高屋委員長)

では、基礎定数化について説明をお願いします。

(特別支援教育課：秋山課長)

通級指導教室については、平成28年度までは、基礎定数化、つまり、「何人子供がいたら、何人の先生が付く」というのがありませんでしたが、平成29年度から国で基準を示し、「13人に対して1人の先生を付けることを、10年かけて段階的に行う」と示されております。これまで先生の配置については、加配定数として、それぞれ各市町村等が、必要な先生たちを、市町村の判断で配置をしていました。そのため、通級指導につきましては、今後、13人の子供に対して1人の先生が付く方向で進むことになっております。

(高屋委員長)

よろしいでしょうか。基礎定数という3条の研修等定数というのがあります。今、紹介されたように、以前は、加配として学級の数とは別に、市教委が判断して先生の数を加えていたことについて、仕組が明確になったということで、よろしいでしょうか。他に何か質問はありませんか。

(蔦森委員)

私からは、①の1、審議の効率化、迅速化を図るという点について、私の意見と一点質問をします。課題にあるように、就学支援委員会で審議される件数が増加しているというのは、

我々も仕事から、肌で感じています。この効率化、迅速化を図る方向性と、その方法として、事務局が審議資料を作成するという点と、審議方法の工夫として、一定条件を満たしている場合は、要点の確認のみとするという点は、よろしいのではないかと感じておりました。

これまで、かなり多くの数の専門員・委員で、いわゆる「もむ」というか、適切な学びの場を検討することをされてきました。事務局が一旦そこでチェックを入れることになると、資料の箱囲みの「課題と考えられる意見」にもありますように、「事務局案に審議が流される場面もあり」などという意見が出るかと思えます。しかし逆に言えば、事務局が一定のものさしでチェックをした上で、それをもとに審議をしていただくというのは、公平性がより担保される方法ではないのかと思えます。

質問は、逆に事務局の方の、負担が多くなる部分があるのか、それとも、これまでも就学支援委員会には、いろいろ資料が出されていたことも知っているのも、実はそれほど業務量が増えるということではないのか。事務局の方がこの方法でやれるのかどうか、伺いたいと思っていたところでした。

(特別支援教育課：秋山課長)

ありがとうございます。新たに事務局案をたたき台という形で作成して、ご審議いただくという方法を、昨年度新型コロナウイルス感染症の対応があったことから行ったものでした。お話のとおり、やはり委員の先生方は、正直戸惑ってらっしゃる方も多かったと思います。アンケートにありましたが、「事務局がそう判断するならそうなのか」といったような形で、流されてしまうと感じる面もあったようです。しかし、やはり委員の先生方はそれぞれの専門性をお持ちですし、しっかりと資料を見ながら、審議をしていただいております。そのため、早い段階で事務局案を参考にすることに慣れてくると、やはりポイントを押さえながら、十分に時間をかける必要があるお子さんには、当然十分な審議を行い、確認でおおよそよいというお子さんについては、要点の確認での審議というように進めていただいていたと、審議の様子を見て感じたところです。本日の委員の中には知的部会や自情部会で審議していただいた方もいますので、もしご感想等があれば、お聞かせいただければと思います。それがまず1点目です。次に2点目の事務局の負担についてです。我々も、どの程度事務局の業務量が増えるのか心配ではあったのですが、もともと、就学支援委員会の審議資料を、準備する際に、一人一人の相談票を確認したり、資料の中身を確認したりという作業は行っていました。それにプラスして、課で確認する時間をとることになりますが、思ったよりはそれほど負担が多くなかったと考えております。もちろん、やらなかった時よりも増えたか減ったかと言われれば少し業務量は増えておりますが、それほど負担ではなかったということが現状です。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。今あったように実際に事務局に負担がかかるかどうか、事務局案に流されるのではないかというような不安も含めて、意見いただきました。就学支援委員会の委員をやられている方、実際の場面での、意見をいただければと思います。小野寺委員と癸生川委員は昨年、実際やってみてどうでしたか。

(小野寺治歌委員)

昨年度実際に、事務局案を示ししていただきながら審議を行ったわけですが、やはり観点も整備して示していただいているので、非常に審議がしやすいという部分はありました。また、事務局の中でも判断が分かれるケースについては、そのように示していただきましたので、そういったケースについては、本当に慎重に審議を進め、時間をかけるものには時間をかけることができました。ある程度効率化を重視して、分かりやすいケースという用語弊がありますけれども、審議する観点がすっきりしているものについては、ある程度、短時間で判断ができるといったことはありました。やはり先ほどから話題になっている、事務局の負担というところを一番心配しておりましたので、そのあたりがもう少し軽減され、すっきりすると本来はよい

だろうと考えながら伺っておりました。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。では癸生川委員もし何かあればお願いします。

(癸生川委員)

私も大体、小野寺委員と同じ意見になります。特に三点一致の条件がそろっているケースについては、審議時間短縮が図れたと思っておりました。一方で、アンケートにもありましたが、どうしようかと迷った時に多少事務局案に頼りがちだということは否定できなかったとおもっています。また、少し話がずれるかもしれませんが、進行の仕方について専門員も委員も資料については初見になります。専門員が始めに説明してくださるのですが、あまり必要ないかと思えます。黙読して、お互い疑問点を出し合ったほうが時間的には効率化が図れるかとおもっていました。専門員の経験もございますが、その際も同じようなことを考えていました。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。私も委員の立場で同じことを思うことがありました。まず整理されているので、スタートラインが一緒だったということがありますが、どうしてもわからないときは、事務局の方が来て、必ず丁寧に説明してくれました。そうすると、紙に書いてあること以外にも、詳しく説明があり、「ああそうなのか」という感じのケースもありました。それからやはり私も、あれだけの資料を作るのに、いま働き方改革を進めている中で負担が増えていのではないかとおもっていました。委員は簡素化して効率よく出来る分だけ、その裏で、仕事が大変かと、私も心配していました。

(林委員)

私も委員をさせていただいているので、先ほどの癸生川委員の話と重なるのですが、資料について、委員も専門員も初見だとすれば、専門員の役割はどの程度までか、と考えます。やはり、どういう資料があって、ファイルの中の何番が初めに検討する人だとか、検討のポイントとか、そういうことを、専門員からスムーズにお知らせいただけるぐらいの準備をしていただいた方が検討しやすいと思います。資料を机の上に出す際にも、その場で専門員がどういう資料かを見ながら出しているので、委員がそれぞれ取って見た方がよほど早いと思うこともあります。

それから、審議用紙の記録のまとめ方も、専門員に作成していただくために、審議とは別に、改めてゆっくり口述して書き取ってもらわないといけないのも、なかなか大変です。願わくは、専門員が委員の審議をアシストできるぐらいの準備やそのための申し送りをしていただければと思います。学校の先生なので、なかなか早めにおいでになるというのは難しいかもしれませんが、審議対象となる子供の資料を見ておくとか、部会毎の審議用紙の書き方を以前の物を見て理解しておくとか、そういうことをやっていただければよいのではないかと思います。部会によっては今回作成なされた事前の審議資料がないのであれば、専門員に事前準備をしていただければスムーズで迅速な審議が可能となるのではないかと思います。

(高屋委員長)

ありがとうございます。他にございませんか。

(癸生川委員)

おそらく寺本先生と小野寺先生もだと思うのですが、私と同様にwebで参加している方は会場の音声は聞こえないと思います。

(林委員)

もう一度要旨をお話しします。先ほど、事前の審議資料を作成するのが、ある程度の部会に限られるか、まだ検討中という話でした。私は病虚弱部会に所属していますが、もしもこの事前資料が作成されないということであれば、専門員の先生方による円滑な進行をしていただけるような事前準備をしていただけると助かります、という話でした。

(遠藤委員)

今までの話のとおり、現在の審議方法を継続することが困難になってきているという課題に対して、審議資料の作成と、審議方法の工夫について話をさせていただきたいと思います。ただ事務局の負担が心配されるとありましたが、私もそのように思っています。今後、さらにその想定よりも多い審議件数に年々なっていくと考えると、本当に事務局だけにそういった負担をおかけすることによいのか、何か別な方法も考えていかなければいけないのではないかともしました。

(高屋委員長)

今の方法だと、ケースが増えるとまた事務局の負担が増えるので、その場合の別な案を考えていく必要がある、ということでしょうか。他にありませんか。

(小野寺正枝委員)

事務局で何かのたたき台とか、方向性を示すことでより会議がスムーズにできるのだと思います。例えば、読み上げていただくだけでも時間が掛かるのに、いかに短縮していくかが大切なんだと、聞いていて勉強になりました。

(鳶森委員)

全部の事前チェックを事務局がするというので、その負担を心配をしているということは変わりません。特に新就学ですが、こちらに来たお子さんたちが就学支援委員会でどのような学びの場が適切と判断をされたかが分かる立場からすると、事務局案を示した上での検討は、ある程度、事務局の中で同じものさしの中で基礎資料を作って出しているの視点の統一性がありますし、公平性が担保されているということを感じます。

(高屋委員長)

次に①-2に話を進めたいと思います。

2の、市の就学支援委員会で審議するケースを整備するというので、小中学校の在籍児のうち、校内で特別支援学級や通常の学級への在籍異動を検討する場合、児童生徒の状態、合意形成の状況、一定の条件を満たすときは、市就学支援委員会での審議を任意とする、ただし、最終的な在籍異動の可否は市教委が決定する、という提案ですが何か意見や質問があればお願いします。

(小野寺治歌委員)

一定の条件を満たす時という表記がありますが、現時点で構いませんので、どういった条件を想定しておられるのかを教えてくださいと思います。

(高屋委員長)

事務局お願いします。

(特別支援教育課：秋山課長)

現段階での案ですが、学びの場を検討するお子さんの状態像が、かなりはっきりと分かるケースと考えておりました。

例えば、知的障害学級を検討しているお子さんであれば、知的障害として、専門機関の資料とか、療育手帳などで、しっかり確認ができるということ。それから、保護者や本人の希望も

知的障害学級を希望しているということ。そして、在籍している学校の校内の就学支援委員会での判断で、知的障害学級が適切であると考えていること、などという条件が、確実にそろっているケースは、校内での判断によって、市の就学支援委員会への提出は任意とするのはどうかと考えておりました。

(小野寺治歌委員)

現時点でというところですのでまだ確定しておらず明確なものではないことは分かりました。学級の新設に関わることもあると思いますので、その辺りは何かお考えなどはありますか。

(特別支援教育課：秋山課長)

これも現時点ではありますが、今までも、就学支援委員会への提出が任意かどうかは別として、校内での在籍異動で、特別支援学級が設置されていない学校での新設ということについては、年度途中での新設はせずに、年度変わりのところで、新設をしておりました。市外からの転入生が急にあって、学級が必要という場合については、もちろん年度途中でも新設しました。けれども、校内で就学支援などを進めている場合は、ある程度計画的に行っているという観点から、年度内の新設はしていませんでした。それにならって、年度内の新設の対応は、原則しない方向かと考えておりました。

(高屋委員長)

効果と課題の中にもありますが、学校による学びの場の判断の妥当性ということが、多分今小野寺委員の言われたことにも繋がると思います。事務局もその辺りを課題とし、今後考えていくところだと思います。学校によって、学びの場の判断の妥当性をどこで担保するかということについて、今考えているということでしょうか。

(特別支援教育課：秋山課長)

はい。やはり、妥当性がどうかということでは大きいポイントだと思います。そのためもしかすると限定的なケースということになるかもしれませんが、そのような形でも進められないか、事務局でも今後検討していきたいと考えております。

(高屋委員長)

ありがとうございます。ではこの問題に関連しても構いませんし、別な視点でも構いませんので、ご意見、質問があればお願いします。

(寺本委員)

先ほど、新設の場合、これまでも年度途中での新設が認められないということでしたが、この資料の中の効果の部分に、学びの場の変更で随時対応が可能ということが書かれています。そうすると、年度途中の、例えば特別支援学級に行きたいとなったときの対応ができないということになります。その点について、言葉尻をとらえるようになるのですが、限定的なものという理解でよろしいですか。

(特別支援教育課：秋山課長)

年度途中の新設については、十分な対応ができるかどうかは、今後の検討課題かと思っております。ただ、すでに、その学校に該当する特別支援学級が設置されていれば、年間の開催回数と時期が決まっている、就学支援委員会に資料を提出して判断をもらう流れではなく、学校の判断で、在籍異動が可能になるケースも出てくるかということです。また、年度途中の、まさに新設については、特別支援教育課だけではなく、教職員課との協議も今後必要になってきますので、今後の検討課題として、進めていきたいと思っております。

(寺本委員)

ありがとうございます。

(高屋委員長)

では①-2は一応終わって、前半の後半についてお願いします。

(事務局：特別支援教育課三浦主幹)

はい。それでは次に、テーマの後半について説明をいたします。

検討案「② 通級指導教室担当教員の基礎定数化への対応として、新就学相談時に通級指導の希望があった場合は、入学時からの通級を検討する。」ことについて説明します。3ページの上、〈参考〉として記載している部分をご覧ください。義務標準法の改正により、平成29年度から通級担当教員の定数が基礎定数化され、5月1日現在の通級児童生徒数13人当たり1人の通級担当教員が文科省から配当されることとなっております。基礎定数化は平成29年度から10年かけて移行し、その間は基礎定数と加配定数により配当されることとなっております。7ページの別紙1をご覧ください。下から三つ目②にあります。これまで、入学時からの通級指導については、原則受け付けておりませんでした。検討案としましては、「特別支援学級を検討している新就学児で、通級指導の希望があり、かつ、その対象となる場合は、必要に応じて審議を行う。」としております。特別支援学級を検討している新就学児は、入学の前の年度の夏に、教育委員会主催の「新就学児相談会」に参加しております。その中で、学びの場として通常の学級に該当するお子さんたちに対し、通級による指導の説明をし、希望を確認しながら進めていくこととなります。これにより、入学時点から通級による指導を受けることが可能となりますので、5月1日付けの児童の一定数を確保できるようになることが期待されます。

次に、検討案「③ 新就学児相談会の見直しをする。」です。③についても、令和2年度実施している対応等を参考にした案です。ポツ（・）の一つ目「相談会への参加は保護者のみとする。保護者からの聞き取り、幼稚園・保育所等からの資料、専門機関の資料等を参考に審議資料を作成する。対象児の調査等が必要と認められる場合は、事務局が直接、対象児の状況確認等を行う。」です。7ページの別紙1をご覧ください。下から二つ目③の一つ目にありますが、これまで、新就学児相談会は、保護者と対象児が参加することとしていました。検討案としましては、新就学児相談会への参加を、保護者のみとします。そのため、市就学支援委員会の審議資料は、保護者からの聞き取り、幼稚園・保育所等からの資料、専門機関の資料等を参考に作成します。ただし、対象児の状態像を直接確認するなどの調査が必要と認められる場合は、事務局が直接、保育所等に出向き、対象児の状況確認等を行うこととします。

ポツ（・）の二つ目「相談会での相談員は事務局担当者や専門員が行う。」です。7ページの別紙1をご覧ください。一番下③の二つ目にありますが、これまで、夏休み中に行う新就学児相談会での相談は、市立小中学校の教員である専門員55人の方々に、一人当たり3日間程度の御協力をいただき行っていました。検討案としましては、相談を事務局担当者（現在の体制では、指導主事・再任用職員13人程度）と、専門員20人程度が行うこととしております。ちなみに、令和2年度は、6月までコロナウイルスによる休校となり、夏休みに授業日が設定されたため、事務局担当者のみで相談を行いました。③についても、令和2年度 試行的に実施しております。就学支援委員会の委員の皆様に対して行ったアンケート調査の結果では、「課題なし」「ほぼ課題なし」の割合が78%、「やや課題あり」、「課題あり」の割合が22%という回答となり、約8割の方々にはおおむね賛同いただく結果となっております。3ページの下の方の箱囲みの中に、11、12ページの別紙4から、委員の方々からの御意見を抜粋して入れております。

以上が、「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」の検討案となります。

(高屋委員長)

説明ありがとうございます。今の説明に対して、質問があればお願いしたいと思います。

(小野寺治歌委員)

②ですが、実際に昨年度の相談会でLD通級、ことばの教室への通級希望があった件数は何件

くらいでしょうか。

(特別支援教育課：秋山課長)

令和2年度の審議件数については、新就学児でLD等の通級の審議が4件ありました。言語障害に関しては0件でした。

(小野寺治歌委員)

そうであれば、新就学の時点で受けて、1年生入学時から通級を始められるようにする方法も一つですが、定数確保ということからすると、もっと別の手立ても講じないといけないのではないかと感じるようです。その辺りはいかがでしょうか。

(高屋委員長)

特別支援学級を検討している新就学児に限定するのではなく、LDという形で、最初から分かっている子供たちも入るかどうかという質問ですね。そういう意味でしょうか。

(小野寺治歌委員)

それもそうですが、通級の担当教員の確保という視点です。

(高屋委員長)

では学級編制上の問題もありますけども、答えられる範囲でお願いします。

(特別支援教育課：秋山課長)

今お話いただいたように、新就学児の対応について、現在案としている方法を取り、新就学児から通級の希望者を受け入れることだけでは基礎定数の数を増やすことには十分対応できないかと思いますが、さらには、あまり間口を新就学児で広げてしまうと、そもそも就学支援委員会で審議する人数が増加していることを課題として議論をしている中でもあるので、そのあたりも少し難しいところがあると考えていました。そのため、次年度に向けての定数確保という観点では、在籍をしているお子さんたちが、次年度に向けて、継続をして通級指導を受けていただくような形、つまり年央で増えていくことに対する対応を少しできれば思っていました。仙台市では基本的には拠点校方式で、通級指導校がある学校に子供たちが通うという方法をとっています。今年度、モデル事業で、通級指導を受ける子供たちの学校に、先生が行くという巡回方式に、いくつかの学校で取り組んでいます。そうすることで、子供たちが指導校まで通ったり、家の方が通学を支援したりする負担等が軽減されることで、通級の希望者が増えるのではないかとことを想定しています。以上です。

(葛森委員)

私からもこの②、通級指導教室に関することでした。新就学相談時に、通級指導の希望があった場合には入学時の通級を検討するという点について、昨年度のこの会議の中でも少し意見を話させていただきました。一年生の入学時から丁寧に通級で対応するという事は、お子さんの教育を考える上ではとても良いと思う一方で、先ほど秋山課長からもありましたが、アーチルで新就学の相談を受ける中で、新就学相談会におつなぎするケース、つまり支援学校、支援学級を考えるお子さんで、大体300件ぐらいの方々について、相談をお勧めして相談資料を作っていますが、通常学級でお勧めする方は、それ以上、400件ぐらいになります。トータルで700件ぐらい受けますが、その400件の中で、何の配慮もなくよいという方々はいなく、皆さん配慮が必要です。その方々の多くを、新就学相談会への参加をお勧めしなければいけないというような状況になることを私は心配をされていて、新就学のみで今の倍の審議件数が出てしまうことになります。そういう観点からすると、特別支援学級の審議をしたけれども、通常学級に在籍して通級という判断をされた方について、1年生のうちから、通級に通う、若干間口が狭めですが、そこから取り組むのは、今後の会議の趣旨からしてもよろしいのかと感じま

す。白丸で書いてある部分は私としては非常によろしいと感じました。

(癸生川委員)

薦森委員の意見に賛同します。実際の就学支援委員会の中で、特別支援学級より通常の学級のほうがこのお子さんの力を伸ばすことができると判断するケースがあるのですが、その中で通級の選択肢が増えることはよいことだと思います。別件ですが、事務局の負担の軽減の話をしていましたが、対象児の調査等が必要とされる場合は、事務局の方で直接状況確認を行うということですが、とても大変だと正直思います。それほどたくさんケースではないかもしれませんが。

(特別支援教育課：秋山課長)

昨年度コロナ対応ということもあって、この方法で試行的に行いました。実際にお子さんを相談会に呼んだ方がいいのではないかという意見は、3件のみでした。見ていますと、お家の方を書いていただく相談資料や、保育所幼稚園で書いていただく相談資料は、かなり丁寧に書いていただいているものがほとんどですし、それに加えて関係機関からいただく資料の三つを合わせると、概ねお子さんの実態がわかるケースがほとんどだったようです。お家の方の資料と、保育所幼稚園の資料が大きく違うとか、専門機関の出している資料と、お家の方の資料が大きく違うとか、そういった場合にはそれぞれ見立ての仕方が少し違うところもあるかもしれませんが、実際のお子さんを見る必要があると思います。去年のケースだけ見ると、2者もしくは3者の見立てが、合致しているケースが多いと思いました。

(薦森委員)

先ほど癸生川委員がお話になった③の部分になります。こちらも昨年度のこの会で、意見を出させていただきましたが、これまでは、新就学相談会に多くの専門員が入りながら子供対応、保護者対応を丁寧にされていました。4日間丸々通して多くの相談を受けていたので、かなり労力を割かれていたと思います。それがコロナで、やり方を工夫したら、比較的スムーズにできたところが昨年度の形だったと思います。概ね私もそれでよろしいと思っていますが、やはり一部の保護者の中からは、子供に会ってもらえなかったというような話がありました。これは多くはないのですが、合致しなかった場合、こういう声が聞かれました。そうした時に、審議の中で、実際の保護者と在籍しているところの資料の乖離が大きい場合には、観察もあるということが分かると、保護者側も在籍側も納得しやすいと感じていました。

(高屋委員長)

意見に対しての意見でも構いませんので、何かありますか。

(林委員)

結論から言うと、薦森委員の意見と同じで、やはり必要と認められた場合には、実際に行って状況確認を行うというのが明記されている方がいいという話です。病虚弱部会においては、特に精神疾患に関して、どんな配慮が必要かということの詳細な記載がなく、診断書だけでは、かなり推測を重ねないと分からないことがあります。一つのやり方としては、どういうことを記載してほしいのか、どういうことが判断材料になるのかということ、医者に示すのも手ではないかと思います。もう一つは、やはり先ほどの意見にもあるように、必要と認められる場合には、対象児の様子を見に行っていただくのが良いと考えます。やはり本人を見ないとなかなか分からないということも、特に精神障害の方は多いと思われるので、状況確認をしていただけるとよいのではないかと思います。以上です。

(高屋委員長)

ありがとうございます。他に何かありませんか。

次回になりますが、早期からの一貫した支援ということも絡んできての話に戻ると思われま

す。早期から支援体制をきっちり作っておくと、今のように就学時の問題が少し解決するということが、次回の話に出るのではないかと思います。今年の2月8日に、文科省から新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議の報告が出てパブリックコメントをもらっています。

仙台市教委も、国の全体の流れを踏まえて、この在り方検討委員会を進めていく上で、次回の話にそれが繋がっていくと、新就学相談会の見直しも多分大きく関連してくるのかと思います。他に何か意見ございませんか。前半の後半で進めていますけれども、後半の部分で無ければ、今日1日を振り返って全部でも構いません。時間があまりございませんが、予定された時間を有効に使いたいと思いますので、ぜひこれを言うておきたい、話したということがあればお願いします。

(小野寺治歌委員)

先ほどの、事務局案の作成と、事務局の負担がかなり増しているというところが若干懸念されます。事務局の方が倒れられると就学支援事務が進まなくなるのではと思いますので。

(高屋委員長)

他に何かありませんか。

それでは、今日の前半の部分ですが、十分にご意見をいただいたと考えるので、これをもって質疑、意見交換を終了したいと思います。今、いただいた意見等を基に、事務局で「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」を再整理することとなりますが、基本的なところは、今回提示されました事務局案にご承認いただけますでしょうか。

よければ手で丸を作ってください。はい、ありがとうございます。

では、再整理をしていただくに当たっても、今日の検討委員会の方針で事務局案を進めていただきたいということで、委員の意見がまとまりました。それでは、「1 特別な学びの場を必要とする児童生徒の増加について」は、今回で一度区切りを付けさせていただきます。今後、最終報告書を作成していく過程で、事務局から報告書の案が提示されると思いますので、その際にまたご意見等がございましたら、伺うことにしたいと思います。

では、これで、私の進行を終わりたいと思います。本日の議事は以上ですが、他にこの会全体を通して皆様から何かございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。次回は、スケジュールのとおり、骨子案の後半部分についての検討が議事となる予定です。本日の説明、意見交換を踏まえ、皆様からご意見をいただきながら審議を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。では、事務局へお返しします。

(4) 閉会

事務局（特別支援教育課堀越主任指導主事）

委員の皆様、熱心なご協議ありがとうございました。会の途中、Webで参加いただいている委員の皆さんには聞きぐるしい点がございました。ご不便をかけて申し訳ございませんでした。ここで事務局から、3点ほど連絡がございます。次回の日程ですが、当初は7月29日としておりましたが、都合によりまして、7月30日金曜日15時とさせていただきます。会場は上杉分庁舎の12階の第1会議室です。開催のご案内と出欠予定のFAX用紙につきましては、今日直接参加いただいている委員の皆様には、机の上の茶封筒の中におさめてございますので、後程ご確認ください。Webで参加の委員の皆様には後日、郵送もしくは巡回郵便でお届けします。二つ目です。今日の議事内容や資料に関するご意見についてでございます。今日の時間で発言できなかったこともあるかと思いますが、ご意見をいただく用紙を配布します。追加いただいたご意見についても、今日この場でいただいたご意見と同様に取り扱ってまいりたいと存じますので、ぜひ何なりと事務局の方へご意見を頂戴できればと思います。最後に、今回使用しました資料につきましては事務局で預かることができます。持ち帰る場合は、手提げ袋を準備しましたので、言うていただければ、お渡しします。

それでは、閉会にあたりまして、教育委員会秋山特別支援教育課長よりあいさつを申し上げ

ます。

(特別支援教育課：秋山課長)

本日は、委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただき、貴重なご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。本日の議事においては、「就学支援の課題に対する検討案」の前半部分について、委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しました。議事の中でもさまざまな課題、それに対しての建設的なご意見をいただきました。更には事務局へのお気遣いもいただきまして、非常に感謝申し上げます。最終的な狙いといたしましては、障害のある子どもたちに対して、それぞれの個別のニーズに的確に応えられるような就学支援のシステムを提供できるということを目指しているところです。本日、皆様から頂いたご意見を参考に、次回の資料を作成してまいりたいと存じます。次回の第4回検討委員会では、就学支援の課題に対する検討案の後半部分である関係機関との連携について、ご検討いただく予定でございます。委員の皆様方には、今後ともより一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

事務局（特別支援教育課堀越主任指導主事）

それでは以上をもちまして、第3回仙台市の就学支援の在り方検討委員会を終了いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。